

具足櫃の金のゆくえ

——尾張生駒氏の「在所」経営——

朝 尾 直 弘

【要約】 尾張徳川家には「在所持」衆と呼ばれる格式の家臣がいた。入封以前からの尾張の在地領主であり、「在所」とはその本領を意味する。木曾川扇状地を開発した生駒氏は旧領小折村を「在所」と主張したが、尾張家の容認するところではなく、天和元禄期に「在所」の範囲は旧城館部分に縮小・決定された。本稿は生駒利勝がこの「在所」経営につき定めた条目と、江戸在勤中に投資・運用した取支帳を分析する。前者においては、近隣諸村の勧農・治水・商工業への補助等、地域の公共機能を果たす基金が「在所」から生みだされていた。後者は、その基金が尾張家江戸屋敷周辺の町人にも貸付けられ、年率一二%以上の利金を生駒家にもたらしたことを明らかにした。これは同時に、参勤交代による大量の武士団を受け入れた江戸にとって、その生活必需物資供給のシステム形成に寄与したとみられ、在江戸武士の個別資金がシステムのソフト部門形成に貢献したとの仮説を導き出した。

史林 八九卷三号 二〇〇六年五月

はじめに

本稿は尾張生駒氏（以下、生駒氏）の領知の一部である「在所」の経営について検討する^①。生駒氏は尾張徳川家（以下、尾張家）に仕えた上級武士で、本稿がとりあげる六代利勝の時代は三〇〇〇石の領知をうけていた。生駒氏は大和国を本貫とし、一五世紀後半尾張に来て木曾川扇状地の先端部小折に領地を開発し、尾張の在地領主となった。四代家長・五代

利豊は織田信長・豊臣秀吉・徳川家康の三人の天下人に仕え、家康の四男松平忠吉、ついで九男義直に属し、武功をもってその領地を安堵（宛行）された。六代利勝はおなじ尾張家中の美濃国米田の領主肥田忠重の子、利豊の養子として生駒家に入り、養家の歴史を学び、その興隆に力をつくした。同時に、尾張家三代綱誠の傅役として、いわば文事をもって加増を受けた。

尾張家は近世をつうじ領知高の半分を給人知行が占め、給人知行の大きさと人数が尾張家地方知行の特質とされている。上級給人を軸に家政組織（藩制）が編成され、「格別の由緒・家柄」を認められた生駒氏は、地付きの尾張衆、「在所持」衆の格式をもって家臣団に編成されていた^②。

本稿は生駒氏の領知経営の一側面を明らかにすることによって、十七世紀の武士の経営感覚、その社会におよぼす影響等を検証する。そのさい、従来の諸研究が將軍―大名―給人―領民などの垂直軸に分析の焦点をあてていたのに対し、給人をとりまく社会的諸関係、生駒家と尾張家並びに他領の領民、江戸屋敷周辺の住民等、水平軸の社会関係に注意をそそぎ、分析を進めたい。また、一人の主体性をもった武士が、十七世紀の政治・経済的環境のもとで、どのように家の維持、領知経営に個性を発揮したかという観点も、たもちたい。^③ 中世の在地領主が近世の体制のもとでとった対応のかたちについても関心をもっている。

① 本稿は、以下の生駒氏研究に続く連作の一である。「元禄武士の遺書と葬儀」『京都橘女子大学研究紀要』二三、一九九六年（拙稿Aとする）。「生駒家の侍と中間」同二六、二〇〇〇年（拙稿B）。「生駒家の侍と中間」同二七、二〇〇一年（拙稿C）。「生駒家と座頭・啓女仲間」同二八、二〇〇二年（拙稿D）。なお本文中とくにことわりのない文書はすべて生駒陸彦家文書である。

② 秦達之「初期尾張藩の家臣と領知」、『新編尾張藩家臣団の研究』、

国書刊行会、一九八九年。松田憲治「尾張藩給人の領主的性格をめぐって」、同上。林董一「地頭領知権の一考察」、同上。前田弘司「十七世紀における尾張藩家臣団の構造」、同上など。

③ 従来の研究が、中央集権・上位者優位の構造を重視する説も、「給人領主」の領主権を重視する説も、ともに將軍―大名―給人の垂直的關係にもつばら焦点をあててきたことへの反省の意味がある。

一 小折の地と生駒氏

尾張生駒家の初祖家広が尾張国丹羽郡（稲置荘）小折の地に居を定めたのは、中世も終わりに近づいた文明（二四六九—一四八七）・明応（一四九二—一五〇二）頃のことと伝えられている。家広を葬った小折村龍徳寺（のち久昌寺）の明応六年の鐘銘には、家広が勧進し、近辺羽黒村の大工が鑄鐘にあたったと記されており、家広がこの頃までに、地域において一定の勢力をもつ地位に立っていたことは事実と考えられる。生駒の家名は大和国生駒郷の地名に由来し、同氏の出自もそこに求められている。

小折は古くは桑折とも表記したようである。稲置（木）荘、柳橋郷に属したこともあり、現在は愛知県江南市に編入されている。江南は木曾川の雅名蘇江の南を意味する。この地域は旧木曾川扇状地の先端部、即ち、大山付近から、尾張平野へ幾筋もの乱流となって南下した川水が扇状に堆積させた土砂によって形成された地域であり、その先端部分に位置している。

現在の木曾川は大山から西進し、笠松から南下、長良川・揖斐川とからみあうように伊勢湾にそそいでいる。この西進する河道を築堤によって造成・固定したのは徳川家康であり、かれの九男義直を尾張に入国させるに先立ち工事を完成させたと伝えている^①。「御囲堤」とよばれるこの築堤は尾張側に馬踏九〜一四・四メートル、最大一八メートル、長さ一七キロメートルにおよぶ堤を築き、文字どおり尾張平野を水害から守るかたちで囲い込んでいる^②。堤からは五〜六流の旧本流・派流の痕跡が残り、近世以降これらが新河道の分流として水上交通・農業用水等に利用された。

小折村の東境を流れる幼川、西境の青木川はいずれも分流の一部とみられ、ともに五条川に合流し、清須につうじている。工事は慶長十三（一六〇八）—十五年におこなわれたと考えられている。この大工事は尾張国を軍事的に防衛する意義と、尾張平野の民生を安定させる、二つの意義をもっていた。尾張平野は穀倉としての近世的繁栄の条件を獲得した

のである。

旧木曾川の分・派流は、東から西へ順に一之枝川いちのえがわ（石枕川）二之枝川にのえがわ（般若川）三之枝川さんのえがわ（浅井川）とあり、さらにこまかい派流をそれぞれ抱えていた。小折は二之枝川と、二之枝川の分かれにあたる青木川に囲まれていたが、両川の流域とも木曾川流路変更以後も規模は小さくなつたとはいえ、年々洪水などで村―郷村単位の堤が決壊するなどし、沿岸諸村に被害をおよぼした。この意味では、小折村の十七世紀は旧一之枝・二之枝両川の洪水との、郷・村単位のたたかいがなお継続していた。

生駒家六代利勝の覚書にも、一之枝川の洪水に上流山王村の堤が押し破られたこと、生駒家がこの地に入り入鹿村溜池堤を築く以前は西の川原（二之枝川分流）が連年堤切れ、本田が永荒に悩まされ続けたことなどが記録されている。入鹿池は中世以来の伝承をもつ大池で近世の再造成は寛永十年（一六三三）とされ（『寛文村々覚書』^③）、その規模は元禄九年（一六六〇）水高一間減少して高千三三百石の早損を生じたといわれる（『吏事隨筆』^④）。覚書は利勝の先代・先々代たちが自然の暴威とたたかい、「手前人足」を動員し、井籠・乱杭を用いて堤の保全をはかり、松・柳・葎を植えて水流の誘導、水勢の減削、砂防に力をそそぎ、治水に努めながら、新田開発、本田畑の維持に努めた事実を具体的に記録している。そこから見える風景を絵にすると、耕地の所々に右の事業に要する材木を供給する松山、扇状地特有の砂嵐を防ぐ砂防林などが点在していた。

初代家広以来、生駒家歴代がこの地に勢力を蓄えるまでには、ずいぶん大きな努力と苦心があつたと想像される。流域全体の安定のために「手前人足」が使用されている事実注目しておきたい。それはこの地に住む住民としての共通の利害にもとづいていたといえるであろう。利勝は総括して次のように記す。

在所、小折村之儀、往昔々他之領地不罷成、先祖数代尾張国付候故、小折村領分山川共ニ致支配来候、

ここには、「諸色不残ちりほこりニ至迄」家督譲渡の対象であるとした、開発領主に共通の感覚が認められる。^⑤ 同時に、

「在所」持ち武士の所領に対する本源的な意識が表明されているともいえよう。「山川共ニ」支配の記述は「尾張洵行記」の記事においても裏づけられていた。^⑥

① 「地方古義」、名古屋叢書続編第三卷、『新修名古屋市史』第四卷、

一九九九年。『愛知県地名』、日本歴史地名大系、平凡社。

② 「江南市史」近世村絵図篇 解説。

③ 「寛文村々覚書」、名古屋叢書続編1、愛知県郷土資料刊行会、一

九八三年。

④ 「吏事随筆」、名古屋叢書第二卷、法制編、愛知県郷土資料刊行会、

一九八二年。

⑤ 和泉国大野を開発し、福田村を創立した福嶋屋次郎兵衛の書置に残

されたことは、朝尾直弘『著作集』第一卷、二一七頁。

⑥ 「尾張洵行記」(名古屋叢書続編6、愛知県郷土資料刊行会、一九

八四年)に、東の幼川は「当村北界ヨリ南ノ方定井マテ千四百四十七

間」、西の川は「新宮池用水通りノ南ノ方ヨリ勝栗橋マテ」、ともに「小折村附ニテ生駒氏拜領川也」とある。

二 「在所」の經營

1 「在所」概念の変化

生駒氏が「在所持」衆の格式で尾張家の家臣団に編成されていたことは冒頭に述べた。この「在所」概念については、管見ながら特別に研究した論文はないようである。^①だが、すくなくとも生駒家の場合、それが定着するまでに大きな変化があった。

天和元年（一六八一）十二月の「在所小折村古来覚書」（利勝筆、傍点筆者、以下同）や、利勝が養父利豊の説明をうけて記した「在所小折村之儀、往昔その他之領地不罷成、……領分山川共ニ致支配来候」などの文章に示された「在所」は、明白に小折村および同村を中心とした、生駒氏のかつての開発領域をさしている。利豊が正保の四ツ概^{まよ}実施に際し、権現様（家康）と源敬公（徳川義直）の仁慈に期待し、反対行動に出ることを肯んじなかつたため、土地所有に大きな傷手^{いたで}を蒙り、「尾張国付先方之在所ケ様ニ罷成候段、自分愚案不調法故」と後悔した「在所」も同様であった。

それは法的には、小折村二、〇〇〇石を領知として認めた豊臣秀吉朱印状に依拠していた。^② 即ち、

知行方目録

尾州丹羽郡

一千五百五拾九石九斗

(小折) ころり村五郷

一 參百四拾五石三斗八升

同 天山 寺
たいさんし村

一 五十石二斗

同 九日市場内

合千九百七拾石

右令扶助之詔、可全領知候也

文祿四年八月八日(秀吉朱印)

生駒八右衛門尉殿

である。

これに対し、元祿四年(一六九二)九月二十六日付、唯轉(利勝)署名の「生駒子孫・末孫衆并家老中」に宛てた「小折屋敷中并所々破損領石金定覚書」(後掲(A)―(D))には、「小折村在所屋敷中所々之儀、此定法書付之趣、於末代二曾而違乱有間敷候也」と結んでおり、「在所」は明らかに「屋敷中所々之儀」にかかっている。小折村内部の「屋敷中所々之儀」を「在所」と認定しているのである。「屋敷中所々之儀」とはこの覚書の表題「小折屋敷中并所々破損領」に対応するとみて誤りない。

覚書は利勝がいうように「定法」としてこのとき定めたもので、生駒家を現在・未来において構成する家族・家来のすべてが遵守すべきものとされている。事実、同家では歴代当主のみがこれを開披閲覽することができ、読後は再び封入、次代へと伝承された。^③ その内容、取扱いの様相から見て、同家にとっては家法であり、公的な意義をもつ点では準公式文

書といってよい性格をもっていた。

即ち、天和年間から元禄四年にいたる一〇年間に生駒家の「在所」は、当初の小折村を主体とする範囲の意味から縮小し、小折村にある同家の屋敷を中心とする一郭を主体とするものへと収斂した。この屋敷を地元では小折屋敷、または生駒屋敷（生駒下屋敷）とよび、以後「在所」といえばこれをさすようになった。

それ以前は、「城屋敷」・「曲輪屋敷」などとよばれていた。『寛文村々覚書』には、「一古城跡、沓ヶ所 先年生駒因幡居城、今は因幡屋敷」と記されている。放置された堤・堀は荒れたまま茨・葛など灌木が生い茂っていた。

「在所」をめぐるのは右の一〇年間に限っても、生駒氏と尾張家との間にきびしい緊張関係が存在した。その経過は別稿で検討するとして、ここでは省略する。ただ、問題点だけ指摘するとすれば、生駒氏は尾張家中として、義直の黒印状により小折村一、五五〇石六七二合を含む二、〇〇〇石の領知宛行を受けており、小折村を「在所」Ⅱ「本貫の地」と強調することは尾張家の知行宛行権ひいては領主権と抵触、これを侵害することになる。ここに「格別の由緒や家柄」の生じる余地があったといえよう。

その意味で「在所」の概念が確定したことは、たんに生駒家の領知権が縮小を余儀なくされたマイナス面だけでなく、在地領主であった事実を裏づける「在所」概念が具体的にかたちあるものとして確認された点でプラスであった。なぜなら、「在所」が小折村である限り、小折村を現実に行った尾張家の領主権との衝突は避けがたく、紛糾は解決しないからである。「古城跡」或いは「曲輪屋敷」などの名で残されていた一郭が本貫の地（その核心部分）と認められたことにより、狭くはあるが「在所」の物質的基礎は確保されたのであり、無限の後退からは解放されたのである。ここに中世における在地領主制の近世的対応の一つのかたちが示されたといつてよいだろう。

確保された「在所」は領知の全体から見れば小さく、僅かなものであったが、生駒家の強力な所有権のもとで自由な運用がはかられた。それは最も所有権が強いといわれた開発領主（所有）権と、後発の近世大名の領知宛行権との矛盾・衝

突の一つの解決形態であつた。その運用は一個の主体性をもつた近世武士の経済観念を示す事実としても興味深い。

2 「在所」の経営

「在所」の具体的様相を示すために、あらかじめ図1を示す。小折屋敷は旧木曾川分流（現五条川）の自然堤防上に位置し、内部には「御家」を中心に長屋・中間部屋があり、四つの郭にそれぞれ土居（堤）と堀をめぐらしている。大手を北に開き、東南の一郭は小牧の戦いに普請の手が入つたとの伝承があり、事実とみられている。図には表われないが、屋敷の南側を刈安賀―小牧を結ぶ街道が東西に走り、道の両側に短冊状の町割がならぶ。小折の都市区域である。東側は岩倉街道が通っている。全体の外側に小折村を囲み込む縦横の惣構もあつて、本格的城館の様相を呈している。

「在所」小折屋敷（以下用語はこれに統一する）経営の前提となるのが利勝の残した定書である。縦二六・五センチメートル、横一九・五センチメートル、本文一二丁の冊子である。「唯轉（利勝）様御定書」と題した紙袋に封入されていた。史料の全文を掲げる。便宜に（A）～（D）の四部分に分け、解説する。

（史料1）

（A） 小折屋敷中并所々破損領石金定覚書

一 除地外物成定納米高田畑數土居合八町九反四畝廿六歩也

參拾壹石八斗九升六合三夕

一元金者百兩也

此利金壹割半也、右之利金毎歲定り

拾五兩ツ、也

右金之内他郷村々江夫銀三二月かし候ハ、同年十一月十日切ニ本金・利金不殘請取候、尤かり月不足ニ候而も此夫銀利金之儀ハ、何時も如例一ヶ年一割半積ニわり仕取候かし定也、併他郷江ハ夫銀之外ニハかし不申候定也、他村手形當名ハ此方代官卜小折兩庄

屋之管也、他村之内たしか成所々望候ハ、右之通以連判承届ケかし不苦候、他郷々かり申者無之候ハ、小折中之諸売買之者并本能百姓之内望次第僉儀請判取、跡々手形文言ニ仕かし可申候也

右金子共かり手無之捨置候而ハ、破損金并留守居侍・中間切米等共不足ニ而指引難成候間、少も不滞考弁、他郷か小折之内江かし置可申候、併小折中年貢方ニかし候事ハ曾而可為無用候、此かし金暮ニ及び年貢ニさハリ如何三候条、夫銀外ハ八月朔日まかしニ仕、毎年七月廿日過三元利請取置かし可申候、物而かし金并其外書付手形共不殘名古屋家老共請取、封シ置可入念候事

定書は「在所」＝小折屋敷の領域と、定納高を除いた收穫生産物およびその運用を中心に経営の方針を定めている。「小折屋敷中」は図1の郭内全体をさし、ほか「所々」にはそれ以外に(B)(D)の東川田などが含まれると解される。筆者は利勝(唯轉)。宛先は嫡男主計宗勝、主米はその子致長、さらに子孫、家老中、つまり生駒家の現在から未来まで家政を担当する責任者となっている。永続するイエが「在所」の権利主体であることがわかる。

内題の「破損領」は「破損料」と同義とみておく。破損した部分を修復する費用を定めたのである。修理費ないし維持費といつてよい。^⑥

利勝は元禄元年(貞享五・一六八八)尾張家を致仕、その後満三年半小折村に住居し、事実上この地の領主として生活した。かれはこの後さらに二年半ここで暮し、元禄七年四月に死去した。定書は小折における生活体験にもとづいて、領知経営のあり方を定めたものである。それが江戸時代を通じ、生駒家の家法ともいえるべき扱いを受け伝来したのには、理由があったというべきであろう。在地領主の本領が幕藩体制権力のもので、どのようなすがたをとったのかを具体的に物語る史料でもある。

(A)には、反別八町九反余と、除地外物成定納米高三二石八斗九升余をあげている。^⑦これだけが上納義務を負う部分である。別に独立した基金として毎年金一〇〇両を用意し(小折屋敷や領知から得られる。後述)、年利一五%で貸付ける。収入は一五両の計算である。春二月この利金を他郷村々の夫銀として貸付け、その年の秋十一月十日限りに元利返済を求

める。一五%の利息は当時の法令が示す水準の半分で、借りた人々にとつては優遇であつたといえよう。十一月の精算を規定しているところからみて、一種の勸農を目的とした出挙であると思われる。その管理は生駒氏の代官と小折村庄屋にゆだねられた。私出挙であるが、なかば公的管理のもとにある。前章で述べた耕地の風景同様、私領でありながら近隣の公共的機能を分担していたのである。搾取目的というより、生駒氏による百姓保護政策の一環であつたとみられる。

注意しておきたいのは、貸付の対象を「他郷村々」とした点である。他郷に借り手がいない場合にかぎり、小折村の商人や農民に貸してよいとされた。自領内での貸付活動を自己規制する意味があつたかもしれない。しかし、他郷へは夫銀以外に貸付けてはならない、との文言があり、さらに踏みこんで推察すると、この勸農出挙の目的は小折以外の周辺地域の水利統御機能を維持・助成するところにあつたと憶測される。ここにいう「夫銀」は、水防の堤（土屋）・用排水の溝等を普請し、造成或いは修復する人足に給付された夫銀であつた可能性が高い。この点に関しては、小折村と近郷他村とは利害を共有していた。かつては両者がともに生駒氏の領主権のもとにあつたとしたら、そのよすがかもしれない。小折村年貢方への貸付けを禁じられたのも、自領の貢租取納への影響を避けたほか、出挙の目的が作付と貢納を保証する基本的生産手段^⑧Ⅱ堤・溝等の造成・維持にあつたとみれば説明がつく。夫銀以外は益暮限定とされたのも、区別のためであつたろう。

(B) 一 当屋敷中諸畑・樹木・屋敷・石原屋敷、東川田之内色々除地、皆手作之所也

是ハ右書印候米金高之外ニ候、依之其時々ニ至リ、留守居中間并名古屋^ノ増人中間指添申付、如例年々作らせ、勘定跡々之形ヲ以テ承届ケ、麦米ハ留守之者共飯米ニ仕可申候、外雜物等ハ売払ヒ、屋敷領金ニ加江入用ニ可仕候、併石物之外手作畑之野菜等ハ、品ニより名古屋宅勝手入用ニ候ハ、尤其段ハ各別之事

一 右惣石物之内、留守居之者切米扶持ニ入候分ハ引取、其外拂置候代金并百両金之利足ニ而、小折屋敷中家々品々破損無由断可仕候、此外郷中所々木戸惣垣廻勿論、富士塚・法頭山石碓・石横^(礎)之銘うるし墨入、井垣等ニ至迄修覆可有候、其色々多ク候故委細

ニ不書印候、我等存生之内仕来リ候各ヲ以テ可致也

(B) においては、定納米高を除く、それ以外の屋敷内の耕地が、すべて「手作之所」であると宣言することによって、その排他的な所有権を鮮明にした。「手作」の実態的な担い手は、生駒氏の小折村における「留守居中間」や、名古屋から増派された「増人中間」であった。かれらの出身は百姓であり、身分的地位は生駒氏の奉公人であった。生駒氏は「手作」をいうことによつて、農民並みの地主手作経営、即ちみずからを百姓^{II}農民の地位に置いている。下作(小作)に出して中間収取を行っているのではないことを併せ述べたとみてよい(なお(D)参照)。生産された米・麦は留守を預かる人々の飯米に宛て、他の作物・野菜等は換金され、冒頭の基金・屋敷修理費用に当てられた。その他名古屋の生駒屋敷の台所に入るものもあつた。

後段の「石物」は米替の可能な作物をさすかと思われる^⑨。留守居の者の切米扶持に必要な部分を差し引き、他は売却し、その代金と先掲の百両の利息をもつて小折屋敷内の家々以下の修復に努めよ。このほか、郷中の木戸・惣垣廻りはもとより、富士塚・法頭山(^通)の石碑・石櫃の銘に漆墨を入れ、井垣等までよく修理せよ。総じて利勝の存生中に行つた基準に沿つて経営にあたること、としている。

(C) 一 此条目一卷於末代子孫ニ少モ相違有間敷候、当屋敷繁昌吉例也、屋敷中其外諸事之儀ハ当番其月替之留守居之者見廻リ、家老共江可申達候、家老中又上江申断相談指引ニ而中絶無之候様ニ可申付候、尤破損領之余リ金ハ封シ家老共預リ置、於此金子ニハ如何様之入用御座候共、引換取替一圓ニ仕間敷候也、如此定書之趣、後代迄順々傳江可守敬也

若不埒之子孫か并違背之家老有之候ハ、当在所守護之氏神・伊勢神明・八太龍神之可蒙神罰者也、仍誓書如件

元禄四曆辛未九月廿六日

小折利勝
唯轉(花押)

生駒主計殿
(宗勝)

生駒主米殿
(致長)

同姓末孫中

并家老中

(C) は定書の遵守を説き、小折屋敷留守居の職務および命令系統を当主―家老中のもとに一本化することを定めた。修復基金の余剰が出た場合は家老中が預かり置き、いかなる必要があっても引替え・取替えしてはならぬ。この定書は後代まで伝え、守り敬うべきである。最後に不埒の子孫・違背の家老は在所氏神・伊勢神明・八太龍神の罰を蒙るとの起請をあげている。『尾張徇行記』はこれらの社をいずれも生駒家代々氏神で、利豊により造営・再建されたとしている。「在所」の領知が利豊や利勝の個人でなく、過去・現在・未来の歴代家長と、家老を含む生駒の家によって維持されようとしている事実が浮かびあがってくる。

(D) 右続キ定書

一 小折手作田畑之事

念入手作可仕候、併東川田之儀ハ是非手廻し難成子細候ハ、並も御座候間、人ニおきて候而も其通ニ候へ共、郷中除地惣而屋敷共之内、畑之儀ハ、たとひ野山ニ荒レ候共、一ヶ所モ人ニおきて申間敷、不残手作後代迄可致也

一 小折屋敷留守居之者替番定之事

一金五兩或ハ四兩か、何レニ而も侍老人分切米也

右ハ其人ヲ不相定、一ヶ月三十日ツ、幾人ニ而も替々相勤候様ニ名古屋方可指越也、成程念入りち義成者、ばくち・大酒ミだり

ニ無之人吟味、火之本等念入候様成者專一也、小折留守居ト申立、召置召抱候事ハ必々無用ニ候、名古屋侍分一所打込ニ召抱、

又ハ跡々々罷有候普代(證)之者ニ而も皆(統)一等ニ仕、替番ニ可指置候、留守居ト定メ指置候へハ、以前々物毎由断致自由ヲ仕候故如此也、尤屋敷中妻子持入置候儀、堅ク仕間敷候也、段々子細有之候事

一米貳石或ハ三石カ、中間式人分切米也

此中間其人ヲ不相定、幾人ニ而も替々可相勤候也、此者常々屋敷中之用勤メ、尤田畑作仕等也、人手間多ク入候節ハ、侍分々名古屋江申遣シ人ヲよび可申候、諸々仕形右同前也

右侍・中間常々ハ台所ニ居可申事、風雨之砌ハ家々之内其外屋敷中所々昼夜ニよらず見廻リ可申候、外ヶ輪支配所之内も順見、其品々能可勤候、替儀候ハ、家老中ニ可申達候、屋敷竹木花畑等迄手入可致也

一 当郷山伏年中正五九月郷中祈禱仕候故、屋敷方祈念^符額百錢ツ、三度可遣候也

一 千手觀音堂ニ而毎月十七日規式^符法花会、僧中并布施之定・非時等ニ至迄、於末代ニ無中絶可相勤候也、并郷中他所參詣之者改メ入可申候、番人等万端古例ヲ以テ可仕事、留守居斗ニ而人少難成候故、十五日夕々添人侍老人・中間二三入參、方々掃除諸番所見廻リ為仕可申也

一 觀音祭錢・祭米并諸供物等、一錢一粒モ乱分ニ不仕、佛具堂内之用ニ可致也、惣而一七日規式作法、法花会跡々之格之通中絶有間敷事

小折村在所屋敷中所々之儀、此定法書付之趣、於末代ニ曾而違乱有間敷候也、此以來子孫・末孫、隱居ニ而当地在住之時ハ不及申ニ、定法之以格ヲ万端可被仕事也、尤名古屋住居ニ而留守番指置之砌ハ、堅ク定書ヲ可用者也、先紙同前ニ当郷而社氏神以誓書如件

元祿四辛未曆九月廿六日 小折 唯転(花押)

生駒氏子孫・末孫衆

并 家老中

小折屋敷方樹實色々覚

一 梅實色々有

一 桃實色々

一 竹子并竹皮

一 胡桃實

一 栗實

一 柚實并類樹實色々

一 山椒

一 柿實色々

一 榎茸并初茸松林二有

一 土筆

(D) は補足・補遺にあたるものとみてよいだろう。手作りをあらためて強調し、とりわけ除地・屋敷内の畑に關しては「たとひ野山ニ荒レ候共、一ヶ所も人ニおきて申間敷」と記す。「おきて(捷)米」は小作米のことで、「置く」預ける。小作に出す」からきた用語である。小作に出すことにより所有權が減退、侵食されることを恐れたのであろう。荒地になつても小作に出してはならぬの一言こそ、領知保全の強い意志を示している。小折屋敷留守番の規定は小折独自の動きを禁じ、名古屋の家老による一元的支配のもとに置き、侍・中間の切米高を定め、竹木・花畑の手入、さらに、中間は特定の人物に偏ることなく、交替で勤めさせる。侍・中間は台所に詰めていることなど、詳細にわたっている。

最後は山伏折袴、毎月催される法花会の布施・非時、観音祭の供物料などについて規定し、さらに屋敷内で産物となる植生として、梅・桃・竹子・竹皮・胡桃・栗・柚・山椒・柿・榎茸・初茸・土筆を列挙している。この部分は、在地領主が屋敷内で自給した植生を示す。同時に、先祖代々受けついできた領地に対する強い執着の念と決意が読みとれる。

定書が示すところをまとめると、第一に生駒家が先祖代々開発・維持してきた領地Ⅱ「在所」に対する強い執着、領有の強固な意志。その意志を実現するために、百姓身分同格の「手作」地を容認した大胆な妥協。第二にその領地Ⅱ「在所」の経営により得られた資本を小折屋敷の修復・維持に宛て、小折村に投じ、領有をより強固にしようとしている。第三に自領（旧自領を含む）だけでなく、近郷村々の再生産のために基金を準備し、私出拳による貸付を行っている。三つの動きは、尾張家中としてよりも旧木曾川扇状地という地域の住民、旧領主の立場が優先されているように思える。隠居屋敷としての性格がもたらしたのであろうか。ここにいる近郷は別に紹介する「小折近郷」二一か村を中心とするとみてほば誤りない^⑩。近世の小折村領主としての生駒家は近郷村々との共存関係のもとに、「在所」の領地権を保全したといえる。背景には木曾川旧本流々城の洪水統御をめぐる公的な課題を近郷村々と共有していた事実があった。

① 前掲、はじめに注②林董一「地頭領知権の一考察」は、「在所」を城下町名古屋防衛の軍事上の必要から設定されたとしている。しかし、それは一つの解釈にとどまり、生駒屋敷の近世初期の次の生い繁ったあたかも遺棄されたかのような状態からみて、やや疑問が残る。また、「在所持（衆）」にふれた論稿は多いが、「在所」それ自体についての研究は管見ながら見当たらない。

② 秀吉朱印状は三ヶ村合計一九七〇石だが、生駒氏の記録ではこのとき「川荒」で減少していたためで、本来二、〇〇〇石の領地と一貫して主張している。

③ 前掲拙稿A。

④ 元和六年九月一日付徳川義直黒印状。その後、万治四年・延宝七年に各五〇〇石宛の加増をうけ、合計三、〇〇〇石の知行取であった。

⑤ 原因は各部分にこまかく寸法を記入しているが、掲載にあたり一部を残し、省略した。作図は京都大学総合博物館助手上杉和央氏による。記して謝意を表す。なお、「愛知県中世城館跡調査報告」Ⅰに下村

信博氏による解説があり、図は「江南市史」近世村絵図篇をはじめ、いくつか刊本に収載されている。

⑥ 「在所」をめぐる接衝中の天和元年の書付覚に「露月（利豊）廟所……井垣・石垣・橋等之為修復」とあり、目的は明らかである。生駒陸彦氏によれば、中部地方では、「破損」は「修理」の意味であると。「日本国語大辞典」（小学館）「破損」の項を参照。

⑦ 「除地外（御）物成」とは聞き慣れぬことではあるが、本来「除地」である場所にかかる本年貢（本途物成）以外の（外）年貢Ⅱ定納米高と解しておく。元禄八年戌十一月七日付「外御物成之覚」一通があり、江戸において決定された事情を記録している。^{（休息）}

⑧ 「尾張御行記」に次の記事がある。「因州殿（利豊）民間給足ノ術ニ深ク心ヲ用ヒラレ、土地ヲ肥腹^七シメンカ為ニ、中以下ノ耕夫ハ土莖、又佃僕給ノ援ケトシテ金子ヲ偏クカシワタサレ、譬ヘ八十金カセレハ元金ニ割ヲ減、八金返却サセテ利ヲエサセ、加之代官日夜村間ヲ巡視シ、懶惰遊戯ヲ攻メ、専勤農ニ力ヲ竭サセ、比來家給シ人

足リテ能ク治マレリト里正語レリ、サレハ大郷ニシテ村立ヨキ所ナリ。

⑨ 尾張家では、大豆・小豆 八合替、稗三合替、蕎麦六合替など、年ごとに穀物の米替比率を定めていた。

⑩ 別稿で紹介する。村名のみ掲げる。いずれも幼川と青木川の流域内

の村々である。

加納、馬場、芝原、町屋、佐野、穂積、塚本、一色、勝栗、五明、城和、木賀、大海戸、寄木、安良、御供所、曾本、井ノ上、神野、石仏、長磯、以上二二ヶ村。

三 具足櫃の金と江戸の開発

1 具足櫃の金

「在所」に蓄積された富がどのように運用されたかを検証したい。生駒氏は名古屋または小折に居るときは、自領の農民・商人や他領を含む近隣の農民・商人等への貸付をおこない、夫銀を対象とした私出拳を積極的に進めていた。いかにしてそれらは蓄積されたか。蓄積された動産の運用はどのようになされたか。

一つの方向を示す冊子がある。包紙に「在江戸之時、方々へ借シ候金之覚書也、不入物、事済候へ共封シ置也」と上書きされている。表紙は、中央に「江戸三而子年七月かかし金^本利^足覚帳」と記し、左端に「尾州三而も此後度々かし金有、皆覚書印ス」としてこれを抹消し、さらにその左手に後筆で、「事済不入帳ニ候へ共、先残し置候也」と記している。

これを要するに、利勝が徳川綱誠の江戸参勤に随行し、江戸で暮らした間に貸付けた金と利息の覚書である。縦二〇・五センチメートル、横一四・〇センチメートルの冊子で、表紙を含め墨付一三丁。かたちと記事から受ける印象は当座の覚えに作成した帳のように思える。かれは二代光友、三代綱誠について、幾度か江戸に滞在しているが、記事からみて表紙にいう子年は寛文十二年（二六七二）のこととみて誤りない。まず、史料の全文を掲げる。これまでどおり、便宜（E）（K）に分け、説明する。

(史料2)

○包紙縦 28.0 cm × 横 24.0 cm

(包紙ウハ世)

一在江戸之時、方々へ借シ候金

之覺書也、不入物事濟候

へ共封シ置也

(表紙)

(寛文十二卷)

江戸二而子年七月

かし金本銀 金覺帳

尾州ニ而も此後度々かし金有り、皆覺書印ス

(後筆)

「事濟不入帳ニ候へ共先残し置候也」 1オ

(E)

子ノ七月カス也

一 本銀式拾兩

丑ノ九月本利共相濟也

魚屋吉左衛門ニカス也

。1ウは白紙

七月利足

金壹分銀四匁相濟

八月利足

金壹分銀四匁七分相濟

九月利足

金壹分銀四匁七分相濟

十月利足

金壹分銀四匁七分相濟

十一月利足

金壹分銀四匁七分相濟

十二月利足

金壹分銀四匁七分相濟

(正月利足兩月分金)

二分銀九匁四分相濟

三月利足

金式分銀四匁七分相濟候

四月利足

金式分銀四匁七分相濟候 2ウ

子ノ七月がカス也
。一本金拾兩

丑ノ九月本利共相済申候
八百屋五郎左衛門ニカス也

七月 兩月利足 銀十八匁五分相済
八月 兩月利足

九月 利足 兩月分 銀十八匁四分相済
十月 兩月分

十一月 利足兩月分 銀十七匁六分相済
十二月 利足兩月分

正月 利足兩月分 銀十八匁五分相済
二月 利足兩月分

三月 利足兩月分 銀十八匁五分相済
四月 利足兩月分

子ノ十月がカス也
。一本金貳拾兩 新屋清左衛門ニカス也

十月十一月十二月三ヶ月利足 金壹兩相済

但シ本金共ニ返シ請取也 3ウ

(F) 寅八月本利共ニ相済候
寅五月廿九日也 かり主酒井修理殿家来高山平兵衛娘也
。一本金百貳拾五兩 高山おとら
此内具足櫃之金百兩并賣ノ春小折松木之代金廿五兩也

右八家じちニ書入かす也、手形ハ賣間之積リニ名主糺丁与兵衛、賣主おとら、五人組又左衛門・吉兵衛・甚兵衛・今西長兵衛
連判手形有之、家守手形別帯ニ一通有、家守八十兵衛也、おとら与兵衛へハ判なし、五人組連判手形也

一 六月宿ちん請取分 壹兩壹分也
又左衛門持參相済候

一 七月宿ちん請取分 老兩壹分也 4才
同人持參相續候

一 八月宿ちん 二分也
同人持參候也

右靴町二丁目高山家拂候間かり候金子返進申度由、又左衛門と鈴木源左衛門・堀羽弥左衛門方へ申來故、其段草津湯本申越候、故文庫のかぎ認飛脚ニ江戸へ指越申候、

右手形二枚兩人取出シ名主与兵衛方ニ而かし金高山と請取、百二十五兩也、右ハ八月十四日ニ候、八月八日数指引又左衛門仕、金二分指越候也、 4才

(G)

かり主靴町二丁目南かわ
延宝二年庚戌九月五日
一本金參百兩
利金月割十二兩也

名主与兵衛
此内 金 百兩ハ具足櫃内之金也
百兩ハ小折寅之春拂候松山代金ノ内也
百兩ハ具足櫃内之金也 是モ具足櫃内ノ金也

右ハ家しちニ書入貸シ候也、手形ハ賣間之積り也、賣主ハ則名主矢部与兵衛也、五人組傳兵衛・五左衛門・甚兵衛・善太郎・半十郎連判手形有、屋守手形別紙ニ二通有、屋守ハ九兵衛と云也、与兵衛ハ判ナシ、五人組ハ右同前ニ連判有、両手形之日付

ハ九月三月也、當名生駒頼母様之内林七右衛門・鈴木源左衛門・堀羽弥左衛門と有之候也、 5才

寅九月分 靴町十丁目金口入兩替屋甚兵衛取次也
一金參兩 請取 同人方

同十月分 請取 同人方

一 參兩 請取 同人方

同十一月分 請取 同人方

一 參兩 請取 同人方

同十二月分 請取 同人方

一 參兩 請取 同人方
右金兩替屋
卯二月分 請取 同人方
一 參兩 請取 同人方
甚兵衛取次
四月分 請取 同人方
一 參兩 請取 同人方

後四月分
一 参両

一 式拾毫両 同人ノ請取 右ハ勿五月ノ十一月迄ノ利金也、喜兵衛ノ
平野忠四郎請取置也

此金末ニ一所ニ書入候也

延宝三年卯五月ノ同四年辰七月迄 平野忠四郎ノ配也
一 金四拾五両 糀町利金也 請取

右之内

一 金式拾九両錢十四文 如五月ノ辰七月迄十五ヶ月田安
入用金ニ渡ス由平野忠四郎局請取拂帳
別ニ有之候

一 金参両 勿ノ幕御供ニテ罷下、追付登ノ時
拂不足入用ニ請取遣候也

一 金五両 忠四郎辰ノ八月尾州登ノ時
田安入用二局ニ渡置候拂金也

一 金八両錢二百文 忠四郎尾羽罷登候時、右ノ勘定
帳一所ニ持請取置候也

都合勘定相濟、拂帳ニ印判押埒明候也

延宝四年辰八月分ノ
一 金拾五両 八月 九月 十月 五ヶ月分也 糀町利金也 請取
十一月 十二月

右之内九両三分錢四百八十九文 田安入用十二月迄之内
堀羽弥左衛門請取帳有

残テ五両銀八匁六分 弥左衛門ノ此方へ請取置也

延宝五年巳正月分利金也、喜兵衛ノ請取
一 金三両

同年二月分 同三月分喜兵衛ノ請取
一 金三両 同四月分 同五月分
請取 一 金三両 喜兵衛ノ
同四月分 喜兵衛ノ請取 一 金三両 喜兵衛ノ
6ウ

(H)

延宝一年寅十一月十一日 かり主上野西池之端かや町二丁目東かわ
一本金参百五拾両 江戸山伏頭大学院

利金月割上二両也

一 百両ハ具足櫃内之金也

此内之金 百兩八具足横内之金也

八拾兩八具足横内之金也

七拾兩八小折寅之春拂候松山代金之内也

是モ具足横内之金也

是ハ家しちニ入借候手形賣問之積リ也

賣主ハ山伏頭大学院也、五人組十兵衛・吉兵衛・七兵衛・六右衛門也、名主白カベ屋太兵衛ト云者也、此十六間口家根本ニ

間役也、名主太兵衛指図ニ而五人組(ヲ)手形連判ニ枚ニ認、家之間數八間半七間半ニ分、金子モ兩家江分テ書入置候也、

屋守手形別紙ニ老通有、屋守ハ九左衛門ト云者也、屋守請人ハ武兵衛ト云者ニ而、則大学院家来之由也、此町之作法、ニ而屋

守手形ニ五人組判形無之之由也、名主太兵衛断ニ而如此也、判形ハ大学院方ニ而鈴木源左衛門・堀場弥左衛門ニ弟子家老正

学坊ト云者ニ為持遣候、折節客有之故、断ニ而右之正学坊出合、太兵衛方ニ而五人組一所ニ名主前ニ而判形何茂仕候由、尤屋

守并請人モ同所ニ判仕り候、金子參百五拾兩ハ吉兵衛宅ニ而正学坊・武兵衛ニ源左衛門・弥左衛門改メ相渡也、當名生駒因

幡様御内林七右衛門・鈴木源左衛門・堀羽弥左衛門ト有之候也、

〔7〕

寅十一月分利金也、参兩二分ノ管ニ候へ共日割放如此ニ候
一式兩二分 下屋あら物や 吉兵衛ヲ請取

卯正月分 同二月分 同人ヲ請取 一参兩二分 同人ヲ請取

同三月分 同四月分 同人ヲ請取 一参兩二分 同人ヲ請取

同後四月分 同人ヲ請取

延宝四年辰九月



右ハ卯五月ノ十一月迄ノ利金也、吉兵衛ヲ平野忠四郎請取置也

延宝二年卯十一月江戸へ下り忠四郎ヲ請取

一式拾四兩貳分

右本金大学院かや場家賣候ニ付三百五拾兩、名主太兵衛其外吉兵衛立合改、此方江金請取手形共忠四郎持參、返シ事濟申候

也

延宝四年辰九月廿五日過

一式拾壹兩

大学院利金也

8才

右ハ卯五月ノ辰五月迄大学院利金也、前ニ有之候廿四兩二分ト此ケ条之通廿一兩ト都合四拾五兩二分請取也、但シ廿一兩ハ

忠四郎尾州罷登候時分、伊奈紋左衛門ニ預ケ置候長持ニ入置、辰九月下リ以後、此方へ長持取寄せ小帳共ニ請取、事済候也

右下谷大学院かし金如前埒明返シ請取也 8ウ

(1)

延宝四年辰十一月二日

一本金參百兩

かり主

下町五良兵衛町南輪五軒目

利金月割十二兩也 土佐屋兵衛

此金三百兩ハ 加屋場町大学院方ニ返シ金之内三百兩借置也、具足櫃江入置金之内也

是ハ家しちニ入借シ候手形、尤売間ノ積^(券)り也、売主ハ五郎兵衛町土佐屋兵衛也、五人組連判者名主五郎兵衛・源六・善兵

衛・五郎左衛門・四郎兵衛ト云者也、右家京間五間口、裏江町並拾七間也、屋守之手形別番ニ壹枚有、則兵衛屋守也、五人

組連判有、名主ハ此手形ニ判形無之候、辰之十一月二日(9才)堀羽弥左衛門・弦見連養金子持參、井上三右衛門宅迄參同道、

土佐屋兵衛宅ニ而金子改メ相渡、五人組立合手形判形一枚請取參候也、手形當名林七右衛門・弥左衛門・連養三人書入候也

利金請取覚

辰之十一月分 同十一月分 五郎兵衛町住居野探當家来也
一金參兩 一 參兩 井上三右衛門ニ請取

延宝五年巳正月分 同二月分 同四月分
一金參兩 同人ニ請取 一 參兩 同人ニ請取

同三月分 同人ニ請取 同四月分 同人ニ請取
一 參兩 同人ニ請取 一 參兩 同人ニ請取

同五月分 同人ニ請取 同六月分 同人ニ請取
一 參兩 同人ニ請取 一 參兩 同人ニ請取

同七月分 同人ニ請取 同八月分 同人ニ請取
一 參兩 同人ニ請取 一 參兩 同人ニ請取

堤八九月利足分、断ニ而如此請取候
一 壹兩

9ウ

三百兩此方江返シ候ニ付、井上三右衛門宅ニ而堀羽弥左衛門・弦見連養立合、土佐屋兵衛金持參、請取手形ニ枚相渡候也

(J)

延宝五年己丑五月廿八日也かり主
一本金貳百兩 糶町四丁目南輪 京間 表四間三尺五寸 裏町並也

笠屋勘兵衛

利金月割十二兩也

此金貳百兩ハ 糶丁名主与兵衛ニ借シ置三百兩
此方へ返候金之内也 具足へ入置目録之金之内也

是ハ家しち書入かし候手形、尤壳間也、家守手形有、以上式枚也、名主矢部与兵衛宅江五人組出合、堀羽弥左衛門・弦見連養立合、判形改メ為仕候、右之日限也、五人組者家壳主勘兵衛・五人組之内作兵衛・理右衛門・長左衛門・弥右衛門・与兵衛、以上六人連判手形也、此方当名林七右衛門・堀羽弥左衛門・ち、はん女ハ二人也、家守手形ニハ以上五人連判也、与兵衛ニハ無之候、此方當名同断也、家屋敷借り主(オ)即勘兵衛也、右岳兵衛口入也

(K)

延宝五年六月廿日也 かり主 京間 表三間四尺八寸 裏町並也
一本金百兩 糶町六丁目南輪

喰代七郎左衛門

利金月割十二兩也

此金百兩ハ 糶丁名主与兵衛ニかし置三百兩此方へ返シ候
金之内也 具足横へ入置目録金之内也

是ハ家しち書入かし候手形、尤壳間也、家守手形有以上式枚也、名主矢部与兵衛宅へ五人組出合、堀羽弥左衛門・弦見連養立合判改メ為仕候、右日限也、家主七郎左衛門五人組之内也、芦沢平四郎・同庄左衛門・名主与兵衛也、町所ニ方間数ニ等二買入候家ハ屋守壳人支配故、或ハ四人組三人組も有之由、名主へ弥左衛門断不苦候由ニ而以上四人ニ而判仕候、此方當名林七右衛門・堀羽弥左衛門ち、はん女二人也(ウ)、家守手形七郎左衛門、則家屋敷かり主、外ハ平四郎・庄左衛門以上三人連判也、此方之當名同断也、右大黒屋岳兵衛口入也

笠屋勘兵衛利金 大黒屋岳兵衛取次分

。ウは白紙。10オ

巳六月々始ル
 一 金貳両請取 同七月分
 一 貳両請取 同九月分
 一 貳両請取 同十月分
 一 貳両請取 同十一月分
 一 貳両請取 同十二月分
 一 貳両請取 午ノ正月分
 一 貳両請取 同後十二月分

右貳百両之本金断申達、返候様ニ与毘兵衛へ申談候ニ付勘兵衛調、午之二月二日堀羽弥左衛門、名主糺町与兵衛宅ニ而毘兵衛・五人組立合、本家手形并屋守手形相渡、金貳百両請取、罷帰候也

喚代七郎左衛門利金 大黒屋毘兵衛取次也

巳六月廿日始ル六月九月分
 一 金貳分請取 一 壹両請取 八月分
 九月分
 一 壹両請取 一 壹両請取 十一月分
 一 壹両請取 一 壹両請取 十二月分
 一 壹両請取 後十二月分(マ) 午正月分半分
 一 壹両請取 一 貳分請取

右百両之本金断申達、返候様ニ与毘兵衛へ申談候ニ付、七郎左衛門相調、午之正月十六日堀羽弥左衛門・名主糺町与兵衛宅ニ而毘兵衛・五人組立合、此方持参本家手形并屋守手形相渡、金百両請取罷帰候也、利金半月分毘兵衛方ヲ指越候也

魚屋吉左衛門利金

巳之十一月廿九日
 一 本金参拾兩 十二月分 兩月ニ而金貳分・銀六匁也、請取
 後之十二月分
 但し卷ケ月二十八匁ツ、利金也

新屋清左衛門利金

巳之十一月廿八日
 一 本金参拾兩 十二月分 兩月ニ而金貳分・六匁也、請取
 後之十二月分
 但し卷ケ月二十八匁ツ、利金也

右本金後十二月及暮返シ請取、事済候也

正月二月ノ利金也
 一金壹分・銀十二匁 魚屋吉左衛門利金請取也

○以上、墨付一三丁、一綴シ。

12ウは白紙。

13オ

13ウ

表 1 具足櫃の金の運用

貸付日	物件住所	借主	元金	内具足櫃	期間	利金	年利率	備考
寛文12. 7 (1672)	(糀町)	魚屋吉左衛門	20兩	—	15月	金2兩2歩 銀46匁5分		元利済
〃 〃	(〃)	八百屋五郎左衛門	10兩	—	15月	銀91匁5分		〃
〃 2.10	(〃)	薪屋清左衛門	20〃	—	3〃	金1兩		〃
延宝 2. 5.29	糀町2丁目	高山おとら	125〃	100兩	2.5〃	金3兩		〃
〃 2. 9. 5	糀町2丁目	名主矢部与兵衛	300〃	200〃	34〃	金102兩	12%	〃
〃 2.12.11	上野西池之 端かや町2 丁目	江戸山伏頭大 学院	350〃	280〃	19〃	金65兩2歩	12%	〃
〃 4.11. 2	下町五郎兵衛 町	土佐屋喜兵衛	300〃	300〃	11〃	金31兩	12%	〃
〃 5. 5.28	糀町4丁目	笠屋勘兵衛	200〃	200〃	9〃	金18兩	12%	〃
〃 5. 6.20	糀町6丁目	喰代七郎左衛門	100〃	100〃	8〃	金8兩	12%	〃
〃 5.11.28	(糀町)	薪屋清左衛門	30〃		2〃	(金2歩 銀6匁)		〃
〃 5.11.29	(糀町)	魚屋吉左衛門	30〃		4〃	(金1匁 銀12匁)		—

右の内容を一覧するため、表1に示した。

(E) は、魚屋吉左衛門・八百屋五郎左衛門・薪屋清左衛門に生駒氏から各金二〇兩・一〇兩・二〇兩を貸付け、毎月または二か月ごとに利息を取り立て、前二者は翌年九月に元利共返済、後一者は三か月で元利返済を遂げた。そのことを記録したものである。屋号は素朴な形式でこれらの生業〓魚屋・八百屋・薪屋を表示したものと推測される。いずれも都市の日常生活に必要な最低限の消費物資を供給する商人たちであった。参勤交替で江戸に詰めた諸家武士にとって、これらの存在は欠くことができなかった。尾張家が江戸に参勤の家臣を抱え、多数の日常生活を営まねばならないとしたり、生活に必要な物資を供給する商工業者の存在が不可欠である。十七世紀中葉の江戸には、そうした物資供給の循環系統が末端まで整備されるにいたっていなかった。或いは、それだけが整備されていたというべきか。

一般に金貸といえど町人が武家に用立てるのが普通で、武家が町人に金を貸す例は稀である。しかし、それは事

実として存在した。ここでは参勤随行の上級武士が江戸町人に金を貸付け、相応の利子を確保して元金を回収し、利殖に成功している事実を確認しておきたい。

魚屋と薪屋は帳末に再度登場している。延宝五年(一六七七)十一月、両者は各金三〇両を借用し、閏十二月を含め年内二か月分の利息金二歩・銀六匁を納めている。薪屋は年末に元利返済した。この時期、生活物資を扱う経済が好調で、拡大基調にあったとみてよいだろう。それをのがさずとらえた利勝の機転というか、才覚を評価しておきたい。

続く部分(F)以下は金額が一ケタ多くなり、家賃証文のかたちをとる。家賃については後述するとして、この貸付金の元本はどこから生じたものか。(F)の借主高山おとらの借金二二五両の注記に、内一〇〇両は「具足櫃之金」、二五両が「寅ノ春小折松木之代金」とある。

同様に(G)の糶町二丁目名主与兵衛に貸した三〇〇両は、二二〇両が「具足櫃内之金也」、一〇〇両が「小折寅之春払候松山代金也」とあり、後者に「是モ具足櫃内ノ金也」と注記している。(H)の江戸山伏頭大学院への貸付三五〇両は、「具足櫃内之金也」と記されたもの二八〇両、残り七〇両が「小折寅之春払候松山代金之内」から成っていた。大学院はこの金を無事返済したので、生駒家はこれを「具足櫃江入置(糶脱カ)き(一)、内三〇〇両を土佐屋喜兵衛に貸付けている。また、(J)糶町の名主与兵衛から返ってきた金三〇〇両は「具足(糶脱カ)へ入置目録之金」として置かれていたが、そのうち二二〇両を糶町四丁目(糶脱カ)の笠屋勘兵衛に、残一〇〇両を糶町六丁目(糶脱カ)の喰代七郎左衛門に貸付けている。

これらの金は生駒家の具足櫃に保管され、貸付のさい持ち出され、返済をうけると、再び具足櫃にしまわれたのである。以上にも見える「松山」「松木」は、一章で紹介した治水・水勢統御・砂防などの目的で設定された松山、およびその産物である松材である。松材を売却した代金が貸付の元本にくりこまれ、貸付金として運用された。

寛文十二年七月から延宝五年十一月まで五年半の間に運用された本金は延八八五両、利息は金二二三二両二歩と銀一四七匁となる。利率は二二六%を超えている(表1)。

具足櫃は武士の家にとって最も大事な道具の一つであった。戦陣においては、鎧・甲一式を入れ、中間にかつがせて戦場に赴く。平時には、儀式にさいし、たとえば官職の補任を受けるとき、具足櫃を床に飾り、一族郎党が正装し、席次に従って座敷に並び、使者を迎える。頂戴した補任状は具足櫃の上に置く。^①

具足櫃のもうひとつの機能は戦時における金銀の貯蔵・運搬である。足軽や荷駄の中間を備うのに必要であり、武運つたなく戦に敗れ、戦場を離脱するにあたつても、残党狩りの百姓たちに金品をあたえ脱出するのに必要である。戦国時代の大名クラスの武将になると規模も大きく、足軽以下の軍団編成にも必要な金銀をかねて用意していた。その置き場所こそ具足櫃であった。関ヶ原からこのころまで、大名たちが米価以下の変動に最も敏感であった。加藤清正、細川忠興・忠利などもこまごまと米・金の運用につき指示した書状を多く残している。^② そうしたいわば軍用金が十七世紀後半の平和を迎えたいま、町人への貸付元本と化し、具足櫃はその貯蔵場所となっている。時勢の変化をよく映しだしていたといえよう。

2 家質証文のかたち

貸付の形式は家質証文のかたちをとったことが注目される。家質は家屋敷を抵当に入れ金を借りる形式で、じつは売渡証文^③売券なのである。広く町人の間で行われた。江戸と大坂で差異があり、この史料は江戸の家質証文として古い例である。^④

わかりやすい例として(一)の土佐屋の事例から説明する。

売主は土佐屋喜兵衛。物件は下町五郎兵衛町南輪五軒目にある京間五間口、裏へ町並一七間の屋敷である。この場所は当時最も繁栄した日本橋の区域、南伝馬町の近くであった。「利金月割十二両也」とは、利息が一〇〇両につき一二両、つまり年利一二%、これを毎月割にして返すというのである。住人は狩野探雪家来井上三右衛門。堀羽弥左衛門・弦見連

養・林七右衛門の三名は生駒家の家老・用人である。堀羽と弦見が井上宅に立ち寄り、同人同道のうえ土佐屋宅を訪れ、金三〇〇両を渡す。このとき五人組の名主五郎兵衛・源六・善兵衛・五郎左衛門・四朗兵衛が立合い、連判手形を生駒家側に渡す。手形の宛名は筆頭家老林七右衛門となっている。主家の名を露わにしない配慮か。もつとも、(H)の山伏頭大学院の場合は、「生駒因播様御内林……」としており、さほどこだわりはないようである。別に、喜兵衛の借家を管理する屋(家)守の手形もとる。これで契約は終る。

返済は借家人(井上)が「宿ちん」に家賃を支払うことよってなされ、毎月三両の金が貸付利息として生駒家用人の手元に届けられる。この場合は翌年九月元金三〇〇両が返され、同月分の利息(たぶん上旬まで)一両を受け取って契約は解消した。

家質は自分の持家を質に入れて金を借りるもので、この場合は、持家を貸し、借屋人の家質をもつて利息支払いにあてた。一般に、零細な商人の資金需要に応じる金融形態とされている。

同様に、(J)は糶(麴)町四丁目笠屋勘兵衛に金二〇〇両を年利一二%で貸付けたもの。先述のごとく実は勘兵衛は「家売主」であり、「借り主」としてそこに居住し、毎月金二両の家賃を利息として支払っていた。この契約は大黒屋喜兵衛の口入によるもので、利金の取次も喜兵衛がおこなっている。同人は(G)にみえる「糶町十丁目金口入両替屋喜兵衛」と同一人物と考えられ(大黒屋は屋号、両替屋は職業を示す)、金融のケタが上がるのとならんで、両替商のような専門業者が契約に介入する動きが出てきたことを示すかと思われる。

ところで、笠屋勘兵衛の借りた金二〇〇両が九か月経過したところで、生駒氏は返金を求めている。これを両替屋喜兵衛が仲介している。(K)の糶町六丁目喰代七郎左衛門の事例も笠屋勘兵衛の場合とまったく同じで、家質に書入れたが、実態は「賣間^券」であった。この場合も、足掛け九か月で元金二〇〇両の返済を求め、手形と引替えに利勝は金一〇〇両を取戻した。先述の(E)魚屋・八百屋・薪屋の場合、三か月で利息に本金を加え、返済している。(F)の高山おとらも

理由がわからないが、三か月で返金の申し入れがあり、草津温泉に静養中の利勝に飛脚が走った。これ以外の早い返金要求がいかなる必要にもとづいた行為であったか、何も史料は語らないが、結果からみると、本金を確保する意味があったかと思われる。

生駒氏のこの貸付は、じつは利息かせぎの投資というべきで、具足櫃の金を順序よく廻し、利息をかせぐことに重点を置いているようにみえる。表1の右端矢印に示したように、元本の資金をつぎからつぎへ回転させ、利息を手に行っている。事実上売券でありながら、家賃の形式をとった理由もここにあったといえるのではなからうか。買い取ってしまった家屋敷は手に入るが、百兩単位の元本は消えてしまう。それではつぎの家賃として入る利息収入を期待することはできない。元本を回転させながら収入を確保する方法として、家賃証文の形式は有利であった。参勤交代で江戸に滞在する武士がおこなう投資行動としては、家屋敷を手に入れるよりも、小口とはいえ定期に確実に手に行うことができる利息収入が求められたのであろう。

そして、この武家の都合と借り手の町人との間を調整する存在として、両替商のような専門業者が介在するにいたったと思われる。

3 投資の対象

具足櫃の金の貸付が投資であったとすると、対象となったのはなにか。まず地域から考えると、(F)の高山おとらは糺町二丁目、(G)の名主与兵衛は同南側、口入の両替屋喜兵衛は糺町十丁目、(J)笠屋勘兵衛は糺町四丁目、(K)喰代七郎左衛門は同六丁目南輪と、糺町が多数を占め、(H)江戸山伏頭大学院が上野西池之端加屋場町二丁目東側、(I)土佐屋喜兵衛が下町五良兵衛町となっている。大学院の借家人下屋(倉)あら物屋吉兵衛を加えても三件で、糺町が中心になっている。

糍町Ⅱ麹町には尾張家中の屋敷があった。尾張家は二代光友の時代、市ヶ谷に上屋敷、麹町・四ッ谷・麻布に中屋敷、戸山に下屋敷などを有した。このうち麹町屋敷の下賜は寛永十四年・明暦二年の二説あり、屋敷は江戸城麹町門(半蔵門)から四ッ谷見付まで町屋一三町が建て続き、甲州街道の要衝にあたっていた。正保三年京秤座の神善四節が「商の道かせぐらん麹町」の句を残している。江戸開府以来、本町と並ぶ歴史をもつ町であった。^④延宝八年「江戸方角安見図」^⑤ほか寛文・延宝期の江戸絵図を見ると、麹町七丁目の半ばあたりから十丁目(四ッ谷見付)にかけて「尾張中將殿」の屋敷が街道に面して位置している。網誠の屋敷である。『麹町区史』によると、この町の特徴は糍(麹)をはじめ、肴屋など日常生活必需品を供給する機能をもたされていたといい、利勝の貸付対象であった魚屋・八百屋・薪屋と符合するところがある。^⑥貞享年中の「江戸鹿子」によれば、三、四丁目に肴屋、五丁目西瓜の市、六丁目乗物屋・ふと物や、十丁目竹や、十一丁目糍やがあったと。寛文初年から元禄期にかけて、大通りの両側に町屋が密集するようになった。ちょうどその時期にあたる。

これらから推測すると、この金融は職業的・専門的なそれというよりは、参勤した尾張家中の居住地、近隣地域における個別的な交流関係から自然発生的に生じ、しだいに拡大し、両替屋などの専門業者をまきこんでいったものと考えられる。在江戸の武士としてみずからの生活環境を整備、保全することに当初の目的があったのではなからうか。

つぎに人と組織である。魚屋・八百屋・薪屋以下の生活必需品調達商人への投資についてはくりかえさない。

(F) の高山おとらは若狭小浜の酒井家二代忠直の家中高山平兵衛の娘とある。平兵衛は酒井家万治元年(一六五八)の分限帳に弓足軽一〇人の頭として「三百石 高山平兵衛」がみえる。寛文十三年の江戸分限帳にも三百石の奏者役として登録されている。^⑦武家の女性が借用した事情はわからない。

(G) の延宝二年九月に三〇〇両を借りた糍町二丁目の名主与兵衛は、江戸では名の知れた人物であった。もと豊島郡矢部村の出身といい、矢部氏を名乗った。徳川家康の江戸入部を積極的に迎え、糍町の名主をまかされたという。^⑧契約の

形式は土佐屋の例と変わらず、五人組・家（屋）守の連判まで同じ、ただ、利息の支払いに両替屋喜兵衛が取次を務めている点に変化している。また、与兵衛は判をしていない。このことと以下に述べる事実から、この貸付は与兵衛個人に対するものでなく、与兵衛の名を藉りた町を対象としたものではなかったかと考える。(H)に「此町之作法」により、家守手形に五人組の判形はない由の記事がある(傍点参照)。江戸の町も京・堺などと同じく、個性をもった共同体であったことを示唆している。寅(延宝二年)九月より卯閏四月まで九か月は毎月、卯二月より十一月まで七か月はまとめて二両、いずれも喜兵衛から受けとった。

続いて、支出の部が並記されている。ここにも「糶町利金也」とのみあつて与兵衛の名はない。延宝元年卯五月より四年七月まで一五か月分の利金四五両の支出明細、平野忠四郎は生駒家の侍である。かれがこの件の担当者であつた。うち二九両と錢一四文を「田安入用金」に支出した。三両は延宝三年春参勤の網誠に随行し、引続き名古屋へ帰ったときの不足分の費用にあてた。五両は翌四年八月平野忠四郎が尾張へ帰国したさい「田安入用」にあてるため局に渡し置いた。八両と錢二〇〇文は忠四郎の尾州帰国時の勘定帳に一括記載されている。「田安入用」をはじめ、わからない点も多いが、公務としての参勤以外に、江戸と尾張の二元生活を円滑に運営するうえで連絡事務に経費が支出されたことを示している。この帳はメモであり、上位の台帳として項目別の支出をまとめた「拂帳」があつたことがわかる。

いずれにしても、矢部与兵衛・糶町との取引は家質証文の自然な利用形態ではなく、なんらかの人為的措置をこらした(金を引き出す)装置の役割をはたすものであつたと思われる。

延宝四年八月より十二月まで五ヶ月分の利金一五両も「田安入用」の年内分として九両三歩余を支出し、残りの五両と銀八匁六分を家老堀羽弥左衛門から利勝が受取つた。同五年正月―五月の利金は両替屋喜兵衛から利勝が直接に受け取り、一部を「田安入用」として堀羽に渡した。

(H)の江戸山伏頭大学院は修験の触頭であろう。問口一六間の家を八間半と七間半の二つに分け、金子も二分して書

き入れた。家守は大学院の家来の由であった。利金は下屋（寄）あら物屋吉兵衛が支払っており、かれが借家人として居住したものと思われる。

延宝三年五月から翌四年五月までの大学院利金は二一兩、忠四郎が尾張へ帰ったとき、伊奈紋左衛門に預けた長持に入れておいたのを、九月に江戸へ来てのち、長持をとりよせ、小帳とも受取った。伊奈紋左衛門は未詳、利勝の実妹（肥田氏）が伊奈権左衛門室となっている。一族か。

4 小 結

このような事態を総体として解釈すると、当時十七世紀後半江戸の都市建設は年率一二%前後の利子を生みだす速度で進んでおり、その状況をとらえた利勝の「才覚」を評価できるように思われる。その「才覚」の実現をささえていたのが「在所」、即ち旧在地領主の本領の位置におかれた小折屋敷の経営であった。

生駒氏の側からみれば、江戸での日常生活と、江戸と尾張の二元的経済生活を円滑に進めるために、投資や各種の小口の貨幣経済が必要であり、便利でもあって、そのための貨幣取得がこの金融活動の目的であったのではないか。冊子の表紙記事に「尾州ニ而も此後度々かし金有」とあったことを想起すると、生駒家の家政における私的な貨幣経済は、江戸屋敷からしだいに尾張の本国へと浸潤、展開していったとみることができる。

他方、これまで江戸の都市建設は、公儀の天下普請による海岸線の埋め立て工事と町割計画の実行によりおこなわれ、主たる労働力は公儀普請役により投下、達成されたとみられてきた。^⑨それは事実とみて誤りないであろう。しかし、それらは都市の基本的骨格、生産手段に比されるようなハード部分のインフラストラクチャーを形成したのであって、その上に都市住民の生活が安全にいとめるような、きめのこまかい毛細管的な循環機能と構造、即ちソフト部分は、住民——とりわけ参勤交代により江戸での都市生活を余儀なくされた諸大名家の武士たち——の私的な貨幣投資によって実現され

たのではないか、との仮説が成立する余地がある。また、当時江戸において貨幣資産（金銀）を持っていたのは武家であるか、町人・商工業者であったかといった問題にも一つの示唆を与えるのではなからうか。

① 「世鏡抄」、続群書類従三三輯。拙稿「公儀」と幕藩領主制、「著作集」第三卷。

三・九四年。

⑤ 東京堂出版、一九七五年。

② 「熊本県史料」中世篇、加藤家文書。「大日本近世史料」細川家文書。ほかに、岡山の池田、仙台の伊達、盛岡の南部、秋田、阿波の蜂須賀、高知の山内各氏など多数。

⑥ 「麹町区史」第四章。一九三五年。貞享版「江戸鹿子」による記述別に、「国府路町」説もある。

③ 「日本経済史辞典」「家質」の項。日本評論新社、一九五四年。石井良助「家質の研究」、『国家学会雑誌』七三—三。享保十四年質地の

⑦ 「小浜市史」藩制史料編二。寛文七年の分限帳にも江戸詰の「高田平兵衛 三百石」がみえる。高山の誤植であろう。

利子が禁止されてから家質を支払うようになったとされるが、この史料では早く利子支払いを「宿ちん」で支払っており、興味を惹く。

⑧ 前掲注⑥。
⑨ 玉井哲雄「江戸の都市計画」、週刊朝日百科七二、一九八七年。同「江戸——失われた都市空間を読む——」平凡社、一九八六年。「東京市史稿」市街篇第二・同第五、復刻版、臨川書店、一九九

むすびにかえて

史料の解説が煩瑣にわたったので、論旨を整理しておきたい。

尾張の在地領主生駒氏は、近世、尾張徳川家の家中に属し領知を受けたが、そのなかには生駒家歴代が開発・領有した旧領地が含まれていた。この旧領地は豊臣秀吉以下の天下人と幕藩権力により認証され、尾張家々臣団の編成においても「在所持」なる格式をあたえられていた。「在所持」とされた武士は尾張家において他にも存在したが、これまで深く追求されてはこなかった。しかし、このことは生駒氏の領地であった小折村について、「在所」＝本貫の地としての格式がおのずから表明するところの領有権ともいうべきものと、尾張家が宛行った領知としての現実の給知領有権との間に矛盾を内包させることになった。

当初、生駒氏は「在所」を旧領小折村全体（二千石）と若干の周辺開発領地と理解し主張していたが、幕藩制的領知の

原則からして、それは尾張家の認めるところではなかった。およそ天和（一六八一—一八三）から元禄初頭（一六八八—）にいたる時期に両者の間に妥協が成立し、生駒氏の「在所」は小折村内に所在したその屋敷（小折屋敷、または生駒屋敷、生駒下屋敷）＝城館と、その他若干の部分に縮小、確定した。以後、「在所」は公私ともこの屋敷を中心とした部分をさすこととなる。

生駒利勝は「在所」を永久に続くイエの所有ととらえ、その屋敷が生む貨幣・米を小折村をはじめ、近隣他村にまで勸農に、治水に運用し、商工業者また貧窮者に貸付けるなどの恩恵をおよぼし、多様な公共機能をはたした。開発領主ではなく、家中武士となって生産活動から遊離したいま、それは義務ではないが、有力者にとつて欠かすことのできない倫理（ノブリス・オブリージェ）に相当するものであったといえるであろう。利勝は尾張家の参勤に随行し、教度にわたり江戸で生活を送った。十七世紀後半の江戸は急激で大量の地方武士を受け入れ、その生活手段の整備に追われていた。利勝はここでも近隣の商人たちに資本を貸付け、その経営の伸長を援助した。この資金元本は「在所」によつて蓄積されたものであった。大名の家中と江戸の町人という一見異なる立場に立ちながら、居住地の住民としては利害を共有する側面もあった。利勝はこの日常生活物資の調達、江戸開発におけるソフト面への投資によつて、年率一二％以上の利金を確保することができた。従来、この時期の大坂町人の活動にかんし、井原西鶴の影響もあつて町人の「才覚」が時代を動かす力として評価されてきたが、利勝のような地方大名家中の武士もまた、急速に成長する江戸開発のなかにあつて、武家の貨幣経済運用の「才覚」を發揮する余地が存在したということができるとはなからうか。

Functions of the Fund Saved in Armor Chests:
Study on the Territory Management of the Owari Ikomas

by

ASAO Naohiro

The Owari-Tokugawas 尾張徳川家 kept a number of vassals allowed to have a territory called “Zaisho 在所”. They were the feudal lords of Owari country who had lived before the Owari-han 尾張藩 was founded, and “Zaisho” was the native land where they had first grounds. Though the Ikomas 生駒家, who had developed in Kiso-gawa 木曾川 river alluvial fan, insisted on the Koori-village 小折村 area as his “Zaisho”, the Owari-Tokugawas did not accept it. And around 1681-91 years, it was finally decided that the range of “Zaisho” was limited to his ex-castle/mansion area.

In this paper, I analyze the territory rule called “Joumoku 条目” which Toshikatu Ikoma 生駒利勝 established to manage this “Zaisho” and the income and expenditure account books for investment during his assignment in Edo.

By analysis of the role “Joumoku”, it became clear that the fund for the public and social function such as encouraging agriculture, river improvement construction, commerce and industry in the Koori-village and the local community, was raised from his “Zaisho”.

And the account books show that this fund was loaned to townspeople around his mansion in Edo, which brought around 12% a year profits to the Ikomas' finance. It was assumed that this kind of funds were useful for the formation of a circulation system raising the life requisite supplies for the Edo that accepted a large number of samurais who came to live in a system of alternate attendance.